

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน  
เรื่อง กำหนดนิยามและแนวทางพิจารณาสำหรับกิจการผลิตรถยนต์ไฟฟ้า

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名：電気自動車の製造事業の定義及び審査指針の指定

仏暦 2560 年 (2017 年) 5 月 3 日付投資委員会布告第 5/2560 号および仏暦 2562 年 (2019 年) 5 月 2 日付投資委員会布告第 2/2562 号の業種 4.16、4.17、4.18 および 4.19 の電気自動車の製造事業への投資奨励を明確化するため、事務局は下記通り説明書を発行する。

**第 1 項 定義**

「電気自動車」とは、ハイブリッド電気自動車 (Hybrid Electric Vehicles -HEV)、プラグインハイブリッド電気自動車 (Plug-In Hybrid Electric Vehicles - PHEV)、バッテリー電気自動車 (Battery Electric Vehicles -BEV)、およびバッテリー電気バス (Battery Electric Bus) をいう。

「車台」とは、バンパー、ランプなど後でボディーに組み立てる自動車部品を除く主要機構であるボディーをいう。

**第 2 項 審査指針**

投資奨励の対象となる電気自動車は奨励プロジェクトの機械を使用して製造される電気自動車であり、かつ投資委員会からの同意を得た通りの製造工程を有すること。ただし、奨励認可取得日の前に製造されたモデルではない自動車を対象とする。下記の 2 つの場合に分けられる。

2.1 ニューモデル/メジャーチェンジの場合とは、奨励証書発給日より 3 年以内に車台の著しい変更があり、かつ自動車を組み立てて、バッテリー、トラクションモーター、バッテリー管理システム (BMS)、あるいは運転管理ユニット (DCU) の少なくとも一つ以上の主要部品を製造または使用しなければならない場合をいう。また、この場合には仏暦 2560 年 (2017 年) 5 月 3 日付投資委員会布告第 5/2560 号「電気自動車、部品および機器の製造への投資奨励政策」に基づく法人所得税免除恩典が付与される。

2.2 マイナーチェンジの場合とは、変更があるが第 2.1 項の対象外となり、かつ自動車の組み立てとともに、バッテリー、トラクションモーター、バッテリー管理システム (BMS)、あるいは運転管理ユニット (DCU) の少なくとも一つ以上の主要部品を製造または使用しなければならない場合をいう。また、この場合には仏暦 2560 年 (2017 年) 5 月 3 日付投資委員会布告第 5/2560 号「電気自動車、部品および機器の製造への投資奨励政策」に基づく法人所得税免除恩典が付与されない。

尚、タイ国内販売の自動車の場合、事務局は国際規格の通りの工業省の自動車データ表示システム (ECO Sticker) からのデータを参考にし、恩典付与を検討する。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2562 年 (2019 年) 5 月 22 日